

特 記 仕 様 書

事業年度	令和8年度
工事名	統合河川環境整備及び県単河川維持合併工事 (高野山新田植生帯整備工)
路線河海名	一級河川利根川水系 手賀沼
工事箇所	我孫子市 高野山新田

千葉県柏土木事務所

第1章 総則

第1条 適用

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下、「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。
- この工事の施工にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 工期

本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日は天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日、年末年始）	41日間

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	なし

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

- 工事期間中に配置する施工1日当りの交通誘導員の編成は以下のとおりとする。ただし交通管理者等との協議条件など社会的要因、現場精査に基づき配置人員に変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分（工種）	交通誘導員A	交通誘導員B
資機材搬出入時	－	1人以上（交代要員無）
土砂運搬時	－	現場、ストックヤード各1人以上（交代要員無）

- 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。

る。

第5条 災害対策

強雨時または洪水時には直ちに工事を中断し、適時現場を巡回し、監督職員に報告しなければならない。

第6条 段階確認

受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに、監督員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

第2章 材料

第7条 材料の確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第3章 施工

第8条 一般施工

- 1 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
- 2 現況調査に基づき、平面、縦断、横断について再検討を行うものとし、その結果については工事着工前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 作業の際には、塵・埃、沼内の汚濁が極力たたないように工夫すること。
- 4 施工は沼内からの台船を使用した機械施工を基本とする。施工前に沼底状況を確認し必要に応じて航路浚渫を行うこと。なお、浚渫に際しては監督職員と協議すること。
- 5 盛土材については、柏市箕輪新田地先のストックヤード（L＝3.1km）にある土砂を使用すること。なお、使用する土砂については、監督職員の指示に従うこと。
- 6 資機材の搬入は、我孫子市根戸新田にある作業構台から行うこととする。これによりがたい場合は監督職員と協議すること。また、作業構台使用前には作業構台の安全確認を行うこと。
- 7 作業に対して、手賀沼利用者への影響を最小限にするよう努めること。
- 8 各種施工にあたっては油などの流出を防止するとともに、流出した場合は適切な対応策を講じること。

第4章 建設副産物

第9条 建設副産物

1 共通事項

- (1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進

実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理にあたって、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票を、電子マニフェスト方式による場合は、原則としてマニフェスト情報を監督職員に提示しなければならない。

第 1 0 条 再資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 5 章 その他

第 1 1 条 地元対策

施工に先立ち、必要により漁業組合や手賀沼利用者等に工事概要等を説明し理解を求めること。また、資機材の搬入時に第三者障害防止への配慮を検討し、適切に実施すること。

必要に応じて、交通誘導員による誘導を行い工事車両及び第三者車両との事故を防止すること。

第 1 2 条 監理技術者の専任の緩和

1 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の既定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を選任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者補佐が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は柏市、我孫子市の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。
- 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、前項第(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。
- 3 本工事において特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する (副本登録する) ・ 該当する (副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない